

○ 総務省
財務省 令第二号

地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）の施行に伴い、及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）第二章の規定に基づき、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

総務大臣 野田 聖子

財務大臣 麻生 太郎

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則（平成二十年総務省・財務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

<p>第三号の四第二項第二号</p>	<p>前号の申立てに係る条約相手国等（法第五十五条の二第一項に規定する条約相手国等をいう。第三条の四の三において同じ。との間の相互協議（法第五十五条の二第一項に規定する相互協議をいう。次条から第三条の四の四までにおいて同じ。）の対象</p>	<p>外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項の法人と当該法人に係る特定国外関連者（外国居住者等所得相互免除法第三十五条に規定する特定国外関連者をいう。以下同じ。）との間の国外関連取引（租税特別措置法第六十六条の四第一項に規定する国外関連取引をいう。）、外国居住者等（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国居住者等をいう。）の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等と国内事業所等（外国居住者等所得相互免除法第二条第六号に規定する国内事業所等をいう。）との間の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する内部取引又は内国法人（外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項に規定する連結法人を除く。）の法人税法第六十九条第四項第一号に規定する本店等と同号に規定する国外事業所等（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号</p>	<p>（外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合等の徴収猶予の申請書類） 第十八条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第三条の四第二項及び第三条の四の三第二項の規定は、令第三十二条第三項において準用する地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第九条の九の四第三項及び第九条の九の五第三項の規定を適用する場 合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
<p>第三号の四第二項第二号</p>	<p>前号の申立てに係る条約相手国等（法第五十五条の二第一項に規定する条約相手国等をいう。第三条の四の三において同じ。との間の相互協議（法第五十五条の二第一項に規定する相互協議をいう。次条から第三条の四の四までにおいて同じ。）の対象</p>	<p>外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項の法人と当該法人に係る特定国外関連者（外国居住者等所得相互免除法第三十五条に規定する特定国外関連者をいう。以下同じ。）との間の国外関連取引（租税特別措置法第六十六条の四第一項に規定する国外関連取引をいう。）、外国居住者等（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国居住者等をいう。）の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等と特定恒久的施設（外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項に規定する特定恒久的施設をいう。）、との間の同号に規定する内部取引又は内国法人（外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項に規定する連結法人を除く。）の法人税法第六十九条第四項第一号に規定する本店等と同号に規定する国外事業所等（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国に所在</p>	<p>（外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合等の徴収猶予の申請書類） 第十八条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第三条の四第二項及び第三条の四の三第二項の規定は、令第三十二条第三項において準用する地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第九条の九の四第三項及び第九条の九の五第三項の規定を適用する場 合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>

2 [略]	2 地方税法施行規則第十条の二の八第二項及び第十条の二の九第二項の規定は、令第三十二条第六項において準用する地方税法施行令第四十八条の十五の三第三項及び第四十八条の十五の四第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	に規定する外国に所在するものに 限る。以下同じ。との間の 同項第一号に規定する内部取引 に係るもの
第十條の二の八第二項 第二号	[略]	[略]
第十條の二の八第二項 第二号	前号の申立てに係る条約相手国 等（法第三百二十一条の十一の 二第一項に規定する条約相手国 等をいう。次条において同じ。 ）との間の相互協議（法第三百 二十一条の十一の二第一項に規 定する相互協議をいう。次条に おいて同じ。）の対象	[略]
2 [同上]	2 地方税法施行規則第十条の二の八第二項及び第十条の二の九第二項の規定は、令第三十二条第六項において準用する地方税法施行令第四十八条の十五の三第三項及び第四十八条の十五の四第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	するものに限る。以下同じ。) との間の同項第一号に規定する 内部取引に係るもの
第十條の二の八第二項 第二号	[同上]	[同上]
第十條の二の八第二項 第二号	前号の申立てに係る条約相手国 等（法第三百二十一条の十一の 二第一項に規定する条約相手国 等をいう。次条において同じ。 ）との間の相互協議（法第三百 二十一条の十一の二第一項に規 定する相互協議をいう。次条に おいて同じ。）の対象	[同上]
[同上]	[同上]	[同上]
第十條の二の八第二項 第二号	前号の申立てに係る条約相手国 等（法第三百二十一条の十一の 二第一項に規定する条約相手国 等をいう。次条において同じ。 ）との間の相互協議（法第三百 二十一条の十一の二第一項に規 定する相互協議をいう。次条に おいて同じ。）の対象	[同上]
第十條の二の八第二項 第二号	前号の申立てに係る条約相手国 等（法第三百二十一条の十一の 二第一項に規定する条約相手国 等をいう。次条において同じ。 ）との間の相互協議（法第三百 二十一条の十一の二第一項に規 定する相互協議をいう。次条に おいて同じ。）の対象	[同上]

3	[略]	<p>に規定する外国に所在するものに限る。以下同じ。)との間の同項第一号に規定する内部取引に係るもの</p>
<p>3 地方税法施行規則第五条の二第二項及び第五条の四第二項の規定は、令第三十二条第十項において準用する地方税法施行令第三十二条の二第四項及び第三十二条の三第四項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
3	[同上]	<p>するものに限る。以下同じ。)との間の同項第一号に規定する内部取引に係るもの</p>
<p>3 地方税法施行規則第五条の二第二項及び第五条の四第二項の規定は、令第三十二条第十項において準用する地方税法施行令第三十二条の二第四項及び第三十二条の三第四項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>[同上]</p>	<p>[同上]</p>
<p>第五号 第五号の二第二項第二号</p>	<p>[略]</p>	<p>外国居住者等所得相互免除法第三十八条第五項の法人と当該法人に係る特定国外関連者(外国居住者等所得相互免除法第三十五条に規定する特定国外関連者をいう。以下同じ。)との間の国外関連取引(租税特別措置法第六十六条の四第一項に規定する国外関連取引をいう。)、外国居住者等(外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国居住者等をいう。)の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等と国内事業所等(外国居住者等所得相互免除法第二条第六号に規定する国内事業所等をいう。)との間の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する内部取引又は内国法人(外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項に規定する連結法人を除く。)の法人税法第六十九条第四項第一号に規定する本店等と同号に規定する国外事業所等(外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国に所在するもの</p>
<p>第五号 第五号の二第二項第二号</p>	<p>[同上]</p>	<p>外国居住者等所得相互免除法第三十八条第五項の法人と当該法人に係る特定国外関連者(外国居住者等所得相互免除法第三十五条に規定する特定国外関連者をいう。以下同じ。)との間の国外関連取引(租税特別措置法第六十六条の四第一項に規定する国外関連取引をいう。)、外国居住者等(外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国居住者等をいう。)の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等と特定恒久的施設(外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項に規定する特定恒久的施設をいう。)(との間の同号に規定する内部取引又は内国法人(外国居住者等所得相互免除法第三十六条第一項に規定する連結法人を除く。)(の法人税法第六十九条第四項第一号に規定する本店等と同号に規定する国外事業所等(外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国に所在するものに限る。以下同じ。)</p>

<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>に限る。以下同じ。）との間の同項第一号に規定する内部取引に係るもの</p>
<p>（法第三十九条に規定する国税庁長官の通知）</p> <p>第十九条 法第三十九条第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一〕三 略</p> <p>四 第一号の課税上の取扱いに関する申立てに係る法人税額（法第三十九条第一項に規定する法人税額をいう。）又は個別帰属法人税額（同項に規定する個別帰属法人税額をいう。）の事業年度（法第二条第七号に規定する事業年度をいう。第三項第四号において同じ。）又は連結事業年度（法第十四条第一項に規定する連結事業年度をいう。第三項第四号において同じ。）及び次号に規定する地方法人税額の課税事業年度（法第三十二条第一項に規定する課税事業年度をいう。第三項第四号において同じ。）</p> <p>〔五・六 略〕</p> <p>〔2〕6 略</p> <p>（国外事業所等との間の内部取引につき国外所得金額の計算の特例の適用がある場合等の徴収猶予の申請書類等）</p> <p>第二十条 〔略〕</p> <p>2 前条第一項から第三項まで（第一項第二号及び第五号、第二項第二号並びに第三項第二号及び第五号を除く。）の規定は、法第四十条第四項において準用する法第三十九条第一項から第三項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>					
<p>第一項第四号</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>
<p>〔略〕</p>	<p>事業年度（法第二条第七号に規定する事業年度をいう。第三項第四号において同じ。）又は連結事業年度（法第十四条第一項に規定する連結事業年度をいう。第三項第四号において同じ。）及び次号に規定する地方法人税額の課税事業年度（法第三十二条第一項に規定する課税事業年度をいう。第三項第四号において同じ。）</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>
<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>

<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>との間の同項第一号に規定する内部取引に係るもの</p>
<p>（法第三十九条に規定する国税庁長官の通知）</p> <p>第十九条 法第三十九条第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一〕三 同上</p> <p>四 第一号の課税上の取扱いに関する申立てに係る法人税額（法第三十九条第一項に規定する法人税額をいう。）又は個別帰属法人税額（同項に規定する個別帰属法人税額をいう。）の事業年度（法第二条第八号に規定する事業年度をいう。第三項第四号において同じ。）又は連結事業年度（法第十四条第一項に規定する連結事業年度をいう。第三項第四号において同じ。）及び次号に規定する地方法人税額の課税事業年度（法第三十二条第一項に規定する課税事業年度をいう。第三項第四号において同じ。）</p> <p>〔五・六 同上〕</p> <p>〔2〕6 同上</p> <p>（国外事業所等との間の内部取引につき国外所得金額の計算の特例の適用がある場合等の徴収猶予の申請書類等）</p> <p>第二十条 〔同上〕</p> <p>2 前条第一項から第三項まで（第一項第二号及び第五号、第二項第二号並びに第三項第二号及び第五号を除く。）の規定は、法第四十条第四項において準用する法第三十九条第一項から第三項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>					
<p>第一項第四号</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>
<p>〔同上〕</p>	<p>事業年度（法第二条第八号に規定する事業年度をいう。第三項第四号において同じ。）又は連結事業年度（法第十四条第一項に規定する連結事業年度をいう。第三項第四号において同じ。）及び次号に規定する地方法人税額の課税事業年度（法第三十二条第一項に規定する課税事業年度をいう。第三項第四号において同じ。）</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>
<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>

3 地方税法施行規則第七条第二項の規定は、令第三十三条第七項において準用する地方税法施行令第三十五条の四の二第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則第七条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]	第二項第二号	[略]
[略]	前号の申立てに係る条約相手国等（法第七十二条の五十七の二第一項に規定する条約相手国等をいう。）との間の相互協議（同項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。）の対象	外国居住者等（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国居住者等をいい、事業を行う個人に限る。）の所得税法第六十一条第一項第一号に規定する事業場等と国内事業所等（外国居住者等所得相互免除法第二条第六号に規定する国内事業所等をいう。）との間の所得税法第六十一条第一項第一号に規定する内部取引又は事業を行う居住者の所得税法第九十五条第四項第一号に規定する事業場等と同号に規定する国外事業所等（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国に所在するものに限る。）との間の同項第一号に規定する内部取引に係るもの

3 地方税法施行規則第七条第二項の規定は、令第三十三条第七項において準用する地方税法施行令第三十五条の四の二第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則第七条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[同上]	第二項第二号	[同上]
[同上]	前号の申立てに係る条約相手国等（法第七十二条の五十七の二第一項に規定する条約相手国等をいう。）との間の相互協議（同項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。）の対象	外国居住者等（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国居住者等をいい、事業を行う個人に限る。）の所得税法第六十一条第一項第一号に規定する事業場等と特定恒久的施設（外国居住者等所得相互免除法第三十七条第一項に規定する特定恒久的施設をいう。）との間の同号に規定する内部取引又は事業を行う居住者の所得税法第九十五条第四項第一号に規定する事業場等と同号に規定する国外事業所等（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国に所在するものに限る。）との間の同項第一号に規定する内部取引に係るもの

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。